

## 奈良県立医科大学附属病院入院患者面会規程

### (目的)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学附属病院（以下、「当院」という。）の入院患者との面会について必要な事項を定めることにより、入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持並びに円滑な退院支援を図ることを目的とする。

### (面会時間)

第2条 面会時間は原則として以下のとおりとする。ただし、診療上の都合や急変時等はこの限りではない。

- (1) 面会時間は13時～19時の間とする。(土・日・祝日含む)
- (2) 1回の面会時間は30分以内とする。

### (面会者の人数及び回数)

第3条 面会人数は、患者1名につき3名までとする。

- 2 面会者は患者の家族又は家族に準ずる者に限る。
- 3 面会回数は、面会者1名につき1日1回までとする。ただし、職員が必要と判断した場合はこの限りではない。

### (面会の手続き)

第4条 面会者は、入院時に発行する「訪問許可証」を携帯し、病棟にて「面会者届」に必要事項を記入し、許可を得るものとする。

### (面会場所)

第5条 面会は原則として病棟のデイルームで行うものとする。個室患者の場合は、個室での面会を可とする。

- 2 病状により移動が困難な患者との面会場所は、病棟職員に相談することとする。

### (面会における感染対策)

第6条 面会者は次の感染対策を遵守するものとする。

- (1) 入退室時の手指衛生を徹底すること
- (2) 患者、面会者ともに、院内では常時マスクを着用すること
- (3) 体調不良（発熱、風邪症状等）の場合は、面会を控えること

### (面会中の禁止事項)

第7条 面会中は次の行為を禁止する。

- (1) 面会時の飲食
- (2) 院外で面会すること
- (3) 大声での会話や他の患者の迷惑となる行為、暴言、暴力行為

- (4) 無断での面会場所の移動や許可された場所以外への立ち入り
- (5) 他の患者等への無断の写真撮影、音声録音及び SNS 等への投稿
- (6) 医療機器への接触や操作
- (7) 敷地内での喫煙
- (8) 指定場所以外での携帯電話の使用
- (9) お見舞い用のお花、植物等の持ち込み
- (10) ペットの持ち込み
- (11) 病院職員の指示に従わない行為

(面会における留意事項)

第 8 条 面会者は次の事項に留意するものとする。

- (1) 時間帯によってデイルームが混雑する場合は、待ち時間が発生すること
- (2) 病棟により面会方法が一部異なることがあるため、病棟職員に確認すること

(面会の制限)

第 9 条 病院職員が患者の病状等を鑑みて、医学的見地から面会を行うことが不適切だと判断した場合、個別に面会を制限することができる。

(緊急時の対応)

第 10 条 非常災害時や緊急事態が発生した場合は、速やかに職員の指示に従い、避難または待機するものとする。

(規程の制定及び見直し)

第 11 条 この規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

(周知)

第 12 条 この規程の内容は、院内掲示及び病院ホームページ等を通じて患者及び面会者へ周知する。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 1 9 日から施行する。